

## 平成31年度 就学援助費（準要保護）について

北見市では、経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対して、一定の援助を行っております。

就学援助費の受給を希望される方は、申請書に必要事項を記入のうえ、期日までに就学する学校に提出してください。

詳しくは以下のとおりとなります。

### ○ 就学援助費の支給を受けることができる方

お子様が北見市立小中学校に就学するご家庭のうち、（１）１～９、（２）のいずれかに該当する世帯

（１）平成30年度または平成31年度において、次のいずれかに該当する世帯の方

1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている世帯
2. 国民年金の保険料が免除承認された世帯（20歳以上の世帯員全員の免除承認必要）
3. 生活保護法に基づく保護の廃止または停止となった世帯
4. 災害等により個人事業税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
5. 災害等により市町村民税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
6. 災害等により固定資産税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
7. 災害等により国民健康保険料が減免または徴収が猶予され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けており、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
9. 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている世帯

（２）生計同一世帯全員の平成30年中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯の方（下表参照）

#### ●認定となる収入額の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	平成30年中の世帯総収入	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	親(35)・子(9)	約243万円	約275万円
3人	親(35)・子(9)・子(4)	約287万円	約320万円
3人	父(35)・母(30)・子(9)	約305万円	約338万円
4人	親(38)・子(13)・子(10)・子(6)	約363万円	約396万円
4人	父(40)・母(35)・子(14)・子(9)	約371万円	約403万円
5人	父(40)・母(35)・子(13)・子(10)・子(6)	約402万円	約435万円
6人	父(40)・母(38)・子(13)・子(10)・子(6)・祖母(65)	約447万円	約479万円

※「収入」とは、給与所得控除等の各種控除前の金額であり、手取り金額ではありません。

※世帯状況（人数や年齢）、家賃負担の有無などによって、認定となる収入が変動します。

※就学援助費の認定で確認する収入は、平成30年1月～12月の収入です。

### ○ 就学援助の支給費目について

就学援助の支給費目については、「別紙」をご覧ください。

## ○ 申請手続き

### (1) 申請方法

申請される方は、下記の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、締切日までに以下のとおり提出してください。

### (2) 申請に必要な書類

提出書類																									
申請書	平成31年度 就学援助費(準要保護)受給申請書(兼世帯票) (白色の紙) (小・中学校に兄弟姉妹がいる場合は、1枚の申請書で申請ができます)																								
添付書類 (該当する方のみ添付)	各申請理由ごとに必要な添付書類( (1) については、平成30年度または平成31年度に該当がある方)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請理由</th> <th>必要な添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている</td> <td>児童扶養手当証書のコピー</td> </tr> <tr> <td>2. 国民年金の保険料が免除承認された</td> <td>免除承認の通知はがき(20歳以上の世帯員全員分)のコピー</td> </tr> <tr> <td>3. 生活保護法に基づく保護の廃止または停止となった</td> <td>特にありません</td> </tr> <tr> <td>4. 災害等により個人事業税が減免された</td> <td>納税額異動通知書(減免の記載があるもの)のコピー</td> </tr> <tr> <td>5. 災害等により市町村民税が減免とされた</td> <td>市民税更正(決定)通知書のコピー</td> </tr> <tr> <td>6. 災害等により固定資産税が減免された</td> <td>固定資産税・都市計画税減免決定通知書のコピー</td> </tr> <tr> <td>7. 災害等により国民健康保険料が減免または徴収が猶予された</td> <td>国民健康保険料納付(入)通知書兼決定(更正)通知書(減免の記載があるもの)のコピー</td> </tr> <tr> <td>8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けている</td> <td>日雇労働被保険者手帳のコピー</td> </tr> <tr> <td>9. 世帯員全員について市町村民税が非課税となった</td> <td>特にありません</td> </tr> <tr> <td>(2) 生計同一世帯全員の平成30年中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯</td> <td> <b>平成31年1月2日以降に北見市に転入した方のみ</b>                      ・平成30年中の収入がわかる書類(いずれか1つ提出。コピー可)                      ①平成30年分の源泉徴収票                      ②平成30年分所得税の確定申告書の控え                      ③平成31年度(平成30年分)所得証明(6月以降申請の場合)                 </td> </tr> <tr> <td>住居の家賃額が記載されている書類のコピー</td> <td>賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方</td> </tr> </tbody> </table>	申請理由	必要な添付書類	(1) 1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書のコピー	2. 国民年金の保険料が免除承認された	免除承認の通知はがき(20歳以上の世帯員全員分)のコピー	3. 生活保護法に基づく保護の廃止または停止となった	特にありません	4. 災害等により個人事業税が減免された	納税額異動通知書(減免の記載があるもの)のコピー	5. 災害等により市町村民税が減免とされた	市民税更正(決定)通知書のコピー	6. 災害等により固定資産税が減免された	固定資産税・都市計画税減免決定通知書のコピー	7. 災害等により国民健康保険料が減免または徴収が猶予された	国民健康保険料納付(入)通知書兼決定(更正)通知書(減免の記載があるもの)のコピー	8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けている	日雇労働被保険者手帳のコピー	9. 世帯員全員について市町村民税が非課税となった	特にありません	(2) 生計同一世帯全員の平成30年中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯	<b>平成31年1月2日以降に北見市に転入した方のみ</b> ・平成30年中の収入がわかる書類(いずれか1つ提出。コピー可) ①平成30年分の源泉徴収票 ②平成30年分所得税の確定申告書の控え ③平成31年度(平成30年分)所得証明(6月以降申請の場合)	住居の家賃額が記載されている書類のコピー	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方
	申請理由	必要な添付書類																							
	(1) 1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書のコピー																							
2. 国民年金の保険料が免除承認された	免除承認の通知はがき(20歳以上の世帯員全員分)のコピー																								
3. 生活保護法に基づく保護の廃止または停止となった	特にありません																								
4. 災害等により個人事業税が減免された	納税額異動通知書(減免の記載があるもの)のコピー																								
5. 災害等により市町村民税が減免とされた	市民税更正(決定)通知書のコピー																								
6. 災害等により固定資産税が減免された	固定資産税・都市計画税減免決定通知書のコピー																								
7. 災害等により国民健康保険料が減免または徴収が猶予された	国民健康保険料納付(入)通知書兼決定(更正)通知書(減免の記載があるもの)のコピー																								
8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けている	日雇労働被保険者手帳のコピー																								
9. 世帯員全員について市町村民税が非課税となった	特にありません																								
(2) 生計同一世帯全員の平成30年中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯	<b>平成31年1月2日以降に北見市に転入した方のみ</b> ・平成30年中の収入がわかる書類(いずれか1つ提出。コピー可) ①平成30年分の源泉徴収票 ②平成30年分所得税の確定申告書の控え ③平成31年度(平成30年分)所得証明(6月以降申請の場合)																								
住居の家賃額が記載されている書類のコピー	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方																								

### (3) 提出先・申請締切日

①新小学2年生～新中学3年生	平成31年3月29日(金)
一番上のお子様が通う学校へ提出してください。	
②新小学1年生	平成31年4月8日(月)
入学予定の小学校へ提出してください。ただし、小中学校に通う兄弟姉妹がいる場合は、①のとおり提出してください。	

※申請に必要な書類を必ず添付してください。添付に不備がある場合、支給が遅くなったり、支給の認定にならない場合があります。

※申請は随時受付しておりますが、上記の期限を過ぎた場合は、認定が申請月の翌月となります。

## ○ 注意事項

- ・年度ごとに認定しているため、平成30年度に就学援助費を受給していた方も新たに申請が必要です。
- ・平成31年度の新入学学用品費の申請書(ピンク色の用紙)を提出された方で、平成31年度の就学援助費の受給も希望する場合は、申請書を提出してください。
- ・審査結果は、認定・否認定にかかわらず、6月下旬頃に保護者の方へ通知する予定です。
- ・申請書を提出したことを証明するため、「就学援助申請書受領証」を学校から交付いたしますので、大切に保管してください。
- ・新入学学用品費の支給で認定になった方でも、平成31年度就学援助費の支給では結果が異なる場合がありますので、ご了承ください(新入学学用品費とその他の就学援助費の認定にあたり、確認する収入の年が異なるため)。
- ・生活保護を受給している方は、本申請の対象者となりません。

## 就学援助の支給費目（予定）

支給対象費目	区分	小学校	中学校	備考
学用品費	年額（定額）	11,420	22,320	
通学用品費（第1学年を除く）	年額（定額）	2,230	2,230	
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	年額（上限）	1,570	2,270	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	年額（上限）	3,620	6,100	
体育実技用具費	（スキー）	年額（定額）	26,020	小1・小4・中1が対象。 体育の授業で実施される いずれか1種目を支給
	（スケート）	年額（定額）	11,590	
	（柔道着）	年額（定額）	7,510	
P T A会費	年額（上限）	3,380	4,190	
生徒会費	年額（上限）		5,450	
クラブ活動費	年額（上限）	2,710	29,600	※1
修学旅行費	実費額（対象経費）			※2
通学費（小学生4km・中学生6km以上）	実費額			
医療費	実費額（対象経費）			※3
学校給食費	実費額			※4

※1 クラブ活動費については、認定後に「クラブ活動用具購入等申告書」を提出していただくことになります。用具等を購入したレシート等が必要になりますので、平成31年4月1日以降のレシート等を保管しておいてください。

（「クラブ活動用具購入等申告書」は学校経由で配付します。）

（購入した日付がわからないもの、品名がわからないもの、認定期間外のレシート等は対象となりませんので、ご注意ください。）

※2 修学旅行費の取扱いは学校によって異なりますので、詳細は学校へお問合せください。

※3 認定後に学校へ申し込み用紙を提出し、医療券の交付を受けてください。

虫歯や中耳炎などの学校病が対象となり、認定通知のあった月の翌月から医療券を使用することができます。

なお、4月から認定通知のあった月までの期間は、医療費を一旦ご負担いただき、認定後に医療費支給申請の手続きにより還付いたしますので、領収書を保管しておいてください。

※4 北見市教育委員会が全額負担することとなり、保護者負担はありませんが、4月から認定になるまでの期間は、給食費を一旦お支払いいただき、認定後に還付いたします。

\* 上記の支給金額は平成30年度の額であり、変更となる場合があります。

## お問い合わせ先

北見市教育委員会 学校教育課 学校教育係

住所 北見市端野町二区471番地1 端野総合支所2階

電話 0157-33-1748（直通）